

## 改正の趣旨 (本文について)

No.	内容	詳細	趣旨
①	文言の整理	<ul style="list-style-type: none"><li>【のうえ】→【の上】、【受付けた】→【受け付けた】等の修正及び軽微な体裁整え。</li><li>本文初出の【入所を希望する本人】に【(以下「申込者」という。)】を追記。</li><li>追記に伴い、本文中段の【入所を希望する本人 (以下「申込者」という。)】を【申込者】に修正。</li></ul>	表記のゆれ及び記載方法を統一するものです。
②	新設	<b>3 入所申込みの手続き</b> (1) 入所申込み ウ 申込書の有効期間は、施設が申込書を受け付けた日から2年間とする。 なお、令和4年1月1日時点で受け付けている申込書については、申込書に記載された受付日から2年間とする。	申込書の有効期間を設定し、申込者からの定期的な意思表示が必要であることを定めるものです。 また、既に受け付けている申込みについても取扱いを定めるものです。
		(2) 入所申込みの受付 オ 施設は、あらかじめ、3(1)ウの有効期間を満了する申込者に対して入所申込み継続願 (以下「継続願」という。) (参考様式3) を求めることにより、申込みの継続の意思を確認することとし、これによって受領した継続願の有効期間は、3(1)ウの有効期間を満了する日の翌日から2年間とする。 なお、継続願によって申込み内容に変更があることを確認した場合には、再度申込書を提出するよう求めることができるものとする。 また、令和4年1月1日時点で既に有効期間を満了する場合についても同様とする。	定期的な意思表示の方法を定めるものです。 また、必要書類は極力簡易的なものとし、変更が生じる場合にのみ施設の判断によって再度、申込書の提出を求めることができるようにすることで、施設及び申込者の負担軽減を図るものです。
		(3) 施設は、申込書を受け付けた場合には、速やかに特別養護老人ホーム入退所決定調査票 (以下「調査票」という。) (参考様式4) を作成し、優先順位を付けた選考者名簿 (参考様式5) を調製する。 <u>なお、選考者名簿 (参考様式5) の調製にあたっては、公平性・透明性を確保する観点から、受付簿に記載された全ての申込者 (【特例入所の要件】に該当するか否かを判断するに当たって、保険者市町村に意見を求める者を除く。) を記載すること。</u>	※赤字下線部が新設 施設の恣意的な選考者名簿の調製が行われないように定めるものです。

②	新設	<b>7 入所申込みの無効と取下げ</b>	新設した申込者からの意思表示と、施設からの意思表示の促しに対して、申込者から適切な対応がなかった場合に入所申込みを無効にできるよう定めるものです。
		(1) 入所申込みの無効 施設は、申込者が3(2)オの継続願の提出をしなかった場合又は申込者が3(2)オなお書きの求めに応じなかった場合（連絡がつかない場合を含む。）には、入所申込みを無効とし、選考者名簿から削除及び受付簿に削除した旨を記載する。	
		(2) 入所申込みの取下げ 施設は、申込者又は家族等からの申し出若しくは施設による意向調査等による聴き取りの結果、入所を取り下げる意思又は現在の居所での生活を継続する意思を確認した場合には、申込者又は家族に対して特別養護老人ホーム入所申込取下げ書（参考様式10）（以下「取下げ書」という。）の提出を求めることができる。これによって取下げ書を受領した場合、選考者名簿から削除及び受付簿に受領日と削除した旨を記載する。 なお、申込者が取下げ書の提出に応じない場合（電話連絡により明確な意思表示を確認している場合や連絡がつかない場合を含む。）には、その経過を記録のうえ、迅速な入所決定を阻害するものと認められるものについては、入所申込みが取り下げられたものとみなし、選考者名簿から削除及び受付簿に削除した旨を記載する。	入所申込みの取下げについて定めがなかったため、指針で明確化するものです。 また、今回の改正に関するアンケートで、入所申込みの有効期間を設定することで申込みの実効性を確保するという改正の趣旨に賛成する一方で、これを取り下げる事務手続きの簡素化について御意見がございました。 つきましては、特段のトラブルが予見される場合を除き、簡易的な方法によって取下げが可能である旨を定めました。 なお、この手続きの適切性については、③厳格化の4にありますとおり、施設の恣意的な判断をけん制する体制が求められることとなります。
<b>1 2 適正運用</b>			
		(3) 施設は、入所の申込みから入所可否及び退所の決定までに受領及び作成した書類について、市から開示又は提出を求められた場合には、これに協力しなければならない。	市が施設の入退所決定に係る手続きが適正であることを確認するために定めるものです。

③	厳格化	<p>3 入所申込みの手続き※<u>赤字下線部</u>が厳格化した部分</p> <p>(2) 入所申込みの受付</p> <p>ア 施設は、<u>次の全てを満たす入所申込みを受付対象とする。</u></p> <p><u>なお、これによって受付対象外となった申込みについては、申込者及び家族等に対してその理由を説明すること。</u></p> <p><u>① 申込者が申込時点で当面は入所を希望していないなど、申込みの動機が予約的なものでないこと。</u></p> <p><u>なお、予約的とは、入所が必要となる心身の状況といった内的要因や現在の住所又は居所から移動が必要となる時期といった外的要因が確定しておらず、具体的な入所時期を決定できない段階における入所申込みを指す。</u></p> <p><u>② 必要事項が記載されていること及び添付書類に不備や不足がないこと。</u></p> <p><u>③ 申込者又は家族等との面接等により、申込者の心身の状況等を確認していること。</u></p> <p><u>④ 申込者の心身の状況等について、施設で受け入れ可能な体制が整っていること。</u></p> <p><u>なお、入所申込み時点で申込者が医療機関にかかっている若しくは医療機関にかかる予定であって、申込者・医療機関・施設が連携又は調整することによって受け入れが見込める場合は、④を満たすものとする。</u></p>	<p>申込みの不備があるまま受け、その後、連絡が取れなくなるケースを確認したため、取扱いを厳格化するものです。</p> <p>なお、①の予約的な申込みについては、その判断の事例を示しております。</p> <p>また、④については、申込み時点での受入れ可否の判断が容易でない場合でも、今後の調整によって受入れが可能と認められる場合には受付対象となるよう定めるものです。</p>
		<p>ウ 施設は、申込者から申込書を受け付けた場合には、受付簿（参考様式2-1）にその内容を記載し、管理する。</p> <p><u>なお、申込書を受け付けなかった場合には、受付対象外名簿（参考様式2-2）にその内容を記載し、管理する。</u></p>	<p>上述の厳格化により、申込みから受け付けまでに段階的な手続きが必要であることとなったため、それぞれを管理する帳簿の作成を求めるものです。</p>

③	厳格化	<p>4 入退所決定の手続き※赤字下線部が厳格化した部分</p> <p>(1) 施設は、入所及び退所に係る事務を処理するため合議制の入退所検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p>ウ 委員会の所管事務</p> <p>委員会は、申込書、<u>受付簿、受付対象外名簿</u>、調査票、選考者名簿及び保険者市町村の意見（特列入所の場合に限る。）等に基づいて<u>入所申込みの受付可否に係る理由の妥当性及び入所申込みの取下げに関する適切性について判断するほか</u>、入退所の必要性を総合的に検討し、【特列入所の要件】の該当の有無の決定、入所順位及び入所の決定、入所者にかかる退所の検討等を行う。</p>	<p>受付事務の厳格化及び入所申込み取下げの簡素化による、施設の恣意的な判断を防ぐため、入退所検討委員会においてこれらの手続きの妥当性及び適切性を判断するよう定めるものです。</p> <p>なお、現行の指針に定める委員会への第三者の参加については、より一層努めるようお願いいたします。</p>
④	削除	<p>4 入退所決定の手続き(1)※赤字下線部が削除した部分</p> <p>(1) 施設は、入所及び退所に係る事務を処理するため合議制の入退所検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p>エ 委員会の議事録等</p> <p>委員会は、協議の内容を記載した議事録及び選考者名簿を整備し、5年間保存する<u>とともにさいたま市又は、埼玉県から求められた場合には、これを提出しなければならない。</u></p> <hr/> <p>5 入所順位決定後の手続き</p> <p><u>(3) 入所辞退者の取扱い</u></p> <p><u>申込者及び家族等の都合により、入所の辞退があった場合には、施設の判断により一定の期間順位を繰り下げることができる。一定期間経過後入所辞退者から再度の申し出がない場合には、選考者名簿から削除し、受付簿に削除した旨を記載する。</u></p> <p><u>(4) 入所順位決定後の再確認等</u></p> <p><u>施設は、入所順位の上位に決定した者に対し、必要に応じてその後の状況等を再確認し、調査票を見直すことができる。</u></p>	<p>適正運用に一本化するため削除するものです。</p> <p>有効期間及び入所申込みの取下げを新設するため、削除するものです。</p> <p>有効期間の新設により定期的な確認ができるようになるため、削除するものです。</p>

(別紙 3)

⑤	様式 番号 修正	入所申込み継続願（参考様式 3）の追加により、現行の指針に定める様式番号 3 以降が 1 番ずつ変更となるものです。	様式追加により番号を修正するものです。
---	----------------	--	---------------------

## 改正の趣旨（様式関係について）

No.	内容	詳細	趣旨
①	追記	<p>特別養護老人ホーム入所申込書（参考様式1）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入所申込書に面接日と有効期間を追加</li> <li>・※書きにより申込みから受け付けまでに段階的な手続きが必要であることを明示</li> <li>また、入所申込みの継続についても明示</li> <li>・説明確認に入所申込みの有効期間が定められていること追記</li> </ul>	指針の改正により定められた内容を申込書に反映するものです。
②	新設	<p>受付対象外名簿（参考様式2-2）</p> <p>入所申込みを受け付けなかった場合又は書類不備等により受け付けまでに時間を要する場合に管理する帳簿を新設。</p>	この管理簿を作成することにより、入退所検討委員会の資料として使用できるよう新設するものです。
		<p>入所申込み継続願（参考様式3）</p> <p>定期的な意思確認を容易にするために新設。</p>	入所申込みの有効期間の設定により生じる申込者及び施設の負担軽減を目的とするものです。
③	修正	<p>※番号修正（参考様式1）</p> <p>①の追記に伴う番号修正。</p> <p>様式番号修正（参考様式2～8、別紙）</p> <p>受付対象外名簿（2-2）及び入所申込み継続願（参考様式3）の新設に伴う番号修正及び別紙としていた取下げ書を参考様式に統合。</p>	<p>受付対象外名簿（2-2）の新設により受付簿を2-1とし、入所申込み継続願（参考様式3）の新設により様式番号3以降を修正するものです。</p> <p>また、別紙としていた取下げ書を参考様式に統合するものです。</p>